

介護職員等特定処遇改善加算

社会福祉法人 立命会

○介護職員特定処遇改善加算を算定するにあたり、以下の要件を満たす必要があります。

介護福祉士の配置等要件（加算Ⅰのみ）

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分（訪問介護にあつては特定事業所加算ⅠまたはⅡ、特定施設入居者生活介護等にあつてはサービス提供体制強化加算Ⅰイまたは入居継続支援加算、介護老人福祉施設等にあつてはサービス提供加算強化Ⅰイまたは日常生活継続支援加算）を算定していること。

現行加算要件

現行加算（介護職員処遇改善加算）ⅠからⅢまでのいずれかを算定していること（特定加算と同時に現行加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含む。）。

職場環境等要件

平成 20 年 10 月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善を除く。）の内容をすべての職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取組を行っていることとし、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」および「その他」の区分ごとに 1 以上の取組を行うこと。

見える化要件

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。

当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。

○見える化要件に基づき、介護職員等特定処遇改善加算の取得状況と賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を記載いたします。

当法人の処遇改善加算に関する算定状況は下記のとおりです。

介護職員処遇改善加算Ⅰ すべての事業所

介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 4事業所

(特別養護老人ホームしらゆりの園、しらゆりの園指定短期入所生活介護事業所、しらゆりの園地域密着型特別養護老人ホームおおざと、しらゆりの園指定短期入所生活介護事業所おおざと)

介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 4事業所

(しらゆりの園デイサービスちねん、しらゆりの園デイサービスおおざと、しらゆりの園介護付有料老人ホームおおざと、しらゆりの園地域密着型介護付有料老人ホームおおざと)

職場環境要件については下記を満たしております。

入職促進に向けた取り組み	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取り組み	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善